

日 薬 定 例 記 者 会 見 要 旨

日 時：令和6年11月19日（火）16：30～17：30

場 所：日本薬剤師会 第一会議室

出席者：岩月会長、原口副会長

内容・提出資料：

1. 過量服薬による少年の非行等の防止に向けた警察庁からの協力依頼について (令和6年11月8日 日薬業発第279号)

岩月会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

昨今、一般用医薬品等を過剰に摂取した少年の非行、犯罪被害への遭遇が生じている。このことを受け、このたび厚労省より、一般用医薬品の供給源の一つとなっている販売店からの万引き防止について、警察庁から連携・協力の依頼を受けたことの連絡および、それに基づき本会宛て供給源根絶のため協力を求める依頼があった。これは警察庁の調べで、「過量服薬」を繰り返す少年及びそのような少年に一般用医薬品を譲り渡している者の中に、一般用医薬品を販売店から万引きすることにより調達している者が確認されていることによるもの。

具体的には、薬局・店舗販売業において、医薬品のうち、「過量服薬」の懸念の強い商品については、① 購入者の手が直接届かない場所、従業員が常駐する場所から目に付きやすい場所への配置・陳列、② 店頭で複数個陳列せず、商品カードや空箱での対応、③ 防犯タグ等の万引き防止機器の取り付け、④ 短期間での棚卸し等在庫管理の徹底等により万引き防止対策の徹底を図るとともに、万引きを認知した場合の警察への届出や顧客の不審動向がある場合の警察への通報等が求められている。

都道府県薬剤師会を通じて、法令を遵守した販売対応はもとより、広く防犯や若年者による医薬品の不適正な入手の防止への協力について会員に周知、依頼するとともに、都道府県薬剤師会に対しては、警察と情報共有体制を構築するなどの連携強化を依頼したところである。

本年10月に、警視庁、東京都薬剤師会、本会、くすりの適正使用協議会が「児童・生徒の薬物乱用防止に関する覚書」を締結したことも含め、全国的に対応を進めていく一環と捉えている。また、今後、日薬として対外的な文書などでの表現を「過量服薬」に統一していくことも必要なのではないか。

主な質疑応答は以下のとおり。

〈過剰摂取への対応について〉

記者：医薬品医療機器制度部会の議論と絡む話であるが、万引き対策は明らかに手の届かない陳列にするなどの対応が必要であると思われる一方で、対応が脆弱だと思えるが見解はいかがか。

岩月会長：少年が過剰摂取を原因として犯罪を引き起こしてしまうことは、何としても防がなければならない。そのために、各店舗の管理薬剤師、開設者、企業としての努力が間違いなく必要。制度部会では手の届かない、目の届くということについてしっかり議論がなされている。それを実効性のあるものにするには、管理薬剤師や開設者の管理能力や青少年に対する思いが優先されるべきだと思う。

〈財政制度等審議会・財政制度分科会での議論について〉

記者：財政制度等審議会・財政制度分科会において、2025年度の薬価改定について、財務省

が原則全ての医薬品を対象に実施すべきと主張したことについて、中間年改定については常々「廃止」とおっしゃっているが、あらためて見解はいかがか。

岩月会長：「廃止」という考えに揺るぎはない。骨太の方針の形骸化ではないかという印象すらある。

記者：財政審の提出資料で、リフィル処方箋の推進にも言及していることについて受け止めはいかがか。

岩月会長：処方に関することであり、薬剤師会として推進を求める立場にはない。患者が主体であって、患者が仕組みを理解した上でリフィルを求められるのであれば、それに対応していく。

〈選定療養について〉

記者：先頃、東京都薬剤師会の記者会見で、同会が公表した長期収載品の選定療養の影響調査の結果について、日薬に報告の上、厚労省からの更なる周知を日薬からお願いしたいという趣旨の話があったが、日薬としての対応方針はいかがか。

岩月会長：今のところは東京都薬剤師会から本会に具体的なお申し入れはないが、制度の広報が十分でない部分があれば、改善いただきたいと考えている。

原口副会長：患者の自己負担が増えることは周知しづらいが、ネガティブなことほど十分に広報いただきたい。現場では患者に対して、社会保障制度を存続するために必要なことという説明に言葉を尽くしている。

次回の定例記者会見は、令和6年12月4日（水）11：30～を予定。